

バーリンのリベラリズムと政治的自由の観念

——アラン・ライアンの議論を手がかりとして——

濱 真一郎

はじめに

- 一 バーリンの政治理論と政治的リアリズム
 - 二 バーリンの自由論における政治的自由の観念
 - 三 バーリンの反政治的で非政治的なりベラリズム
- おわりに

はじめに

アイザイア・バーリンは、オックスフォード大学チチェリ講座の社会・政治理論の教授を務め、政治理論の可能性について論じ、政治的自由の観念について検討を行った。彼はまた、第二次世界大戦中から戦後にかけて英国政府の諜報部門で働き、冷戦期リベラリストとして活躍し、シオニズム運動に関与したこともある¹⁾。以上からすると、バーリンは政治に大いなる関心を有する政治理論家・政治哲学者ないし政治思想史家²⁾であり、彼が擁護する

1) バーリンの生涯と研究歴については以下を参照。Michael Ignatieff, *Isaiah Berlin: A Life* (Chatto & Windus, 1998). 石塚雅彦・藤田雄二訳『アイザイア・バーリン』(みすず書房、2004年); Isaiah Berlin and Ramin Jahanbegloo, *Conversations with Isaiah Berlin* (Peter Halban, 1992). 河合秀和訳『ある思想史家の回想——アイザイア・バーリンとの対話』(みすず書房、1993年); Joshua L. Cherniss and Henry Hardy, 'The Life and Opinions of Isaiah Berlin', in Joshua L. Cherniss and Steven B. Smith (eds.), *The Cambridge Companion to Isaiah Berlin* (Cambridge University Press, 2018). 田中将人訳「アイザイア・バーリンの生涯と思想」『思想』特集=アイザイア・バーリン1166号(岩波書店、2021年6月号)。

2) 川崎修および杉田敦によると、「Political Theory」の翻訳語である「政治理論」は、……過去の重要な政治的議論の蓄積としての政治思想史と深い関係をもつし、さまざまな学門の基礎となってきた哲学とも結びついているのである。こうした学問分野は、政治哲学 Political

リベラリズムは政治的なものである、ということになりそうである。ところが、政治理論家のアラン・ライアンによると、バーリンのリベラリズムは非政治的 (apolitical) なものであり、さらには反政治的 (anti-political) なものである、という評価が下されることがある。というのも、バーリンは政治理論家にとっての中心問題——市民の人権を保障するための政治的な取り決めの問題——を無視しているからである³⁾。

本稿は、ライアンのこの議論を手がかりとして、バーリンのリベラリズムは反政治的なものであるのか、さらに、バーリンのリベラリズムは非政治的なものであるのか、という問題について検討することを目的とする。本稿はさらに、バーリンの自由論における「政治的自由の観念 (conception of political liberty)⁴⁾」について検討することも目指している。

なお、ライアンは議論を進める際に、バーリンのリベラリズムを、18、19世紀のフランスの思想家・作家であるバンジャマン・コンスタンのリベラリズムと比較している。その比較作業を通じて、ライアンは、バーリンのリベラリズムの特徴および、バーリンの自由論における政治的自由の観念の内容を示している。

ここで、本稿の構成を確認しておきたい。第一章では、バーリンの政治理論に対する批判 (彼の政治理論は政治的ではないという批判) と、近年注目

Philosophy とよばれることもある」。川崎修・杉田敦編『現代政治理論 [新版]』(有斐閣、2012年) i 頁。

- 3) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', in Joshua L. Cherniss and Steven B. Smith (eds.), *The Cambridge Companion to Isaiah Berlin*, *supra* note 1, p. 213. ライアンは「憲法上の／国制上の取り決め (constitutional arrangements)」という表現 (Ibid.) と、「政治的取り決め (political engagement)」という表現を用いている (Ibid., p. 224)。ライアンは以下でもバーリンのリベラリズムについて検討している。Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Political Theory and Liberal Culture', in Alan Ryan, *The Making of Modern Liberalism* (Princeton University Press, 2012); Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: The History of Ideas as Psychodrama', in *European Journal of Political Theory*, vol. 12, issue 1 (2012).
- 4) これはライアンの表現である。Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 226. 本稿では文脈に応じて、'conception' に対応する日本語として「観念」や「捉え方」を用いることにする。

されている「政治的リアリズム」とバーリンの関係について検討する。第二章では、バーリンの自由論における「政治的自由」の観念がいかなるものであるかについて検討を行う。具体的には、バーリンが教授就任講演である「二つの自由概念」（1958年）において自由概念についてどのような説明をしており、コンスタンをどのように取り扱っており、「政治的自由」についてどのように（コンスタンとは違う仕方）で説明しているかについて、確認する。第三章では、ライアンの議論を手がかりとして、バーリンのリベラリズムは反政治的なものであること、および、バーリンのリベラリズムは非政治的なものであることによって政治的な価値を有する、ということを示す。

一 バーリンの政治理論と政治的リアリズム

1 バーリンの政治理論は政治的か——ウォルドロンとイグナティエフの論争

本稿の冒頭で確認したように、バーリンの経歴や研究歴からすると、彼は政治に大いなる関心を有する政治理論家・政治哲学者ないし政治思想家であり、彼が擁護するリベラリズムは政治的なものである、ということになりそうである。ところがライアンによると、バーリンのリベラリズムは政治的ではない、という評価が下されることがある。というのもバーリンは、政治理論家にとっての中心問題——市民の人権を保障する政治的な取り決めの問題——を無視しているからである⁵⁾。

こうした評価を下す論者としては法哲学者のジェレミー・ウォルドロンがあげられる。彼によると、バーリンは、政治制度について取り扱っている論者には関心を向けることがない。もちろんバーリンは、例えばジョン・スチュアート・ミルやモンテスキューに関心を向けるけれども、代議制度に関す

5) Ibid., p. 213. ライアンはここで「憲法上の／国制上の取り決め (constitutional arrangements)」という表現を用いているが、以下では「政治的取り決め (political engagement)」という表現も用いている。Ibid., p. 224.

るミルの議論や統治構造・統治過程に関するモンテスキューの議論には、焦点を合わせていないのである⁶⁾。ウォルドロンは「政治的な政治理論(*Political Political Theory*)」という論文においてバーリン批判を行い、さらに同名の著書を刊行した⁷⁾。この表題から察するに、ウォルドロンは、バーリンの政治理論は政治的なものではないと考えているように思われる。

さて、ウォルドロンの理解に対しては、バーリンの伝記を著したマイケル・イグナティエフからの反論がある。ウォルドロンは、バーリンが革命後のロシアからの亡命者であることや、冷戦の文脈においてバーリンが担った政治的役割を無視している。バーリンは、社会民主主義者や社会主義者や共産主義者たちに囲まれながら、リベラルな立憲主義の裾野が広がるという政治的な未来図を信じて、学術活動を行っていたのである。もちろん、たしかにウォルドロンが言うように、バーリンはリベラルな立憲主義を擁護することそのものには、関心を有していなかった。というのも、バーリンはリベラルな立憲主義について、それが擁護されるのは当然だと考えていたからである。バーリンにとっての問題は、リベラルな立憲主義を擁護することではなく、その敵対者について理解することだったのである⁸⁾。以上のイグナティエフ

-
- 6) Jeremy Waldron, 'Political Political Theory: An Inaugural Lecture', in *Journal of Political Philosophy*, vol. 21, no. 1 (2013), p. 22. ウォルドロンのバーリン批判については以下の邦語文献で検討されている。山岡龍一「規範理論家としてのバーリン——冷戦リベラルからリベラルリアリストへ」前掲注(1)『思想』29-33頁、遠藤知子「第11章 政治制度の規範的政治理論」山岡龍一・大澤津編著『現実と向き合う政治理論』(放送大学教育振興会、2022年)196-200頁。
- 7) Jeremy Waldron, 'Political Political Theory' *supra* note 6; Jeremy Waldron, *Political Political Theory: Essays on Institutions* (Harvard University Press, 2016). ウォルドロンにはバーリンを批判する以下の論文もある。Jeremy Waldron, 'Isaiah Berlin's Neglect of Enlightenment Constitutionalism', in Laurence Brockliss and Ritchie Robertson (eds.), *Isaiah Berlin and the Enlightenment* (Oxford University Press, 2016).
- 8) Michael Ignatieff, 'Second Thought of a Biographer', in Laurence Brockliss and Ritchie Robertson (eds.), *Isaiah Berlin and the Enlightenment*, *supra* note 7, p. 227. バーリンは自由の敵対者として、彼が英国BBCラジオで行った講演『自由とその裏切り』(1952年、出版は2002年)において、エルヴェシウス、ルソー、フィヒテ、ヘーゲル、サン＝シモン、ド・メストルをあげている。Isaiah Berlin, *Freedom and Its Betrayal: Six Enemies of Human Liberty*, second edition (Princeton University Press, 2014). なお、以下の文献によると、バーリンは一般的には、啓蒙

の理解からすると、「バーリンの政治理論は政治的なものであるか」という問題については、慎重な検討が必要となるだろう。

2 バーリンと政治的リアリズム

次に、バーリンと、近年注目を集めている「政治的リアリズム⁹⁾」の関係について概観しておこう。政治理論家のエドワード・ホールによると、政治的リアリストたちは、政治哲学の領域においてモラリズムとリアリズムを区別している。主流派をなしているのは政治的モラリズムである。政治的モラリストたち（例えばジョン・ロールズ、ロバート・ノージック、ロナルド・ドゥオーキン、G. A. コーエン）によると、政治は、それに優位する一連の道徳的な価値や原理を適用するための一つの領域に過ぎない。政治哲学は、応用道徳哲学ないし応用倫理学に過ぎない。——政治的リアリストたちは、このような政治や政治哲学の捉え方を批判するのである。方法論的に言えば、政治的リアリストたちは、政治的モラリストたちの「倫理優先アプローチ(the

主義的な合理主義を恐れていると理解されているが、彼はロマン主義的な非合理主義も恐れている。すなわち、彼が積極的自由に見出す危険性（この危険性については本稿の第三章を参照）は、積極的自由と啓蒙的理性の結合によって生み出される共産主義的専制だけではない。彼は、積極的自由とロマン主義的な意思（the romantic will）が結びつくことによって、別の形態の専制——極端なナショナリズムやファシズムの形態を取る専制——が生み出される危険性も指摘しようとしていたのである。Gina Gustavsson, 'Berlin's Romantics and Their Ambiguous Legacy', in Joshua L. Cherniss and Steven B. Smith (eds.), *The Cambridge Companion to Isaiah Berlin*, *supra* note 1, p. 163.

- 9) 政治的リアリズムに関する文献としては例えば以下がある。Edward Hall, *Value, Conflict, and Order: Berlin, Hampshire, Williams, and the Realist Revival in Political Theory* (The University of Chicago Press, 2020); 森達也「アイザイア・バーリンと政治的リアリズムの潮流」政治哲学研究会『政治哲学』25号（2018年）、山岡龍一「政治的リアリズムの挑戦——寛容論をめぐって」『ニュークス』4号（2017年）、山岡龍一「方法論かエートスか？——政治理論におけるリアリズムとは何か」政治研究66号（2019年）、山岡龍一・前掲注（6）「規範理論家としてのバーリン」、山岡龍一「リアリズム」野口雅弘・山本圭・高山裕二編著『よくわかる政治思想』（ミネルヴァ書房、2021年）、山岡龍一「第13章 政治的リアリズム」および山岡龍一「第14章 現実主義の陥穽？」山岡龍一・大澤津編著・前掲注（6）『現実と向き合う政治理論』、田村哲樹「第2章 政治／政治的なものの政治理論」井上彰・田村哲樹編『政治理論とは何か』（風行社、2014年）。

ethics-first approach)」を拒絶する。政治的リアリストたちに言わせれば、政治哲学を応用道徳哲学ないし応用倫理学と捉える見方は、政治的生の特質や政治固有の原理について、われわれが理解するのを妨げてしまうのである¹⁰⁾。

ホールは政治的リアリストとして、哲学者のスチュアート・ハンブシャーおよびバーナード・ウィリアムズをあげる。ホールはバーリンに関しては、典型的な政治的リアリストではないけれども、その業績は意図せずして (inadvertently) リアリスト的であるとす¹¹⁾。この理解からすると、バーリンの「意図せずしてリアリスト的」な政治理論は、政治的生の特質や政治固有の原理について理解しようと試みるという意味で、政治的なものであると思われる。

10) Edward Hall, *Value, Conflict, and Order*, *supra* note 9, pp. 1-2.

11) 他の政治的リアリストとしてはジョン・ダン (John Dunn)、レイモンド・ゴイス (Reymond Geuss)、ジョン・グレイ (John Gray)、ボニー・ホーニッグ (Bonnie Honig)、シャンタル・ムフ (Chantal Mouffe)、マーク・フィリップ (Mark Philip)、アンドリュウ・サーブル (Andrew Sabl)、およびジュディス・シュクラール (Judith Shklar) があげられる。Ibid., p. 7.

さて、政治的モラリストと政治的リアリストを二分する仕方は、議論の焦点を明確にする上で有益であろう。ただし、二分法を絶対視することには注意が必要であると思われる。ここでバーリンを参照しておこう。「根底にあるモティーフあるいはわれわれの信念の正当化についてどのようなことが主張されようとも、相異なる哲学を信奉するひとびとの信じていることの内容は、もし、かれらが同じ社会的・経済的・文化的環境に属し、他の——心理学的ないし生理学的——諸特性が共通であるならば、似たようなものになる傾向がある、といつてよいであろう。たとえば、イギリスの哲学者 T. H. グリーンと J. S. ミルとは、哲学上は相反する学説を主張していた。グリーンは準ヘーゲル主義的形而上学者であり、ミルはヒュームの経験論者であった。けれども、かれらの政治的結論は互いにごく接近したもので、両者いずれも、社会主義へのかなり共感をもったヴィクトリア朝的自由主義者であった」。Isaiah Berlin, 'Does Political Theory Still Exist?' in Isaiah Berlin, *Concepts and Categories: Philosophical Essays*, second edition, edited by Henry Hardy (Princeton University Press, 2013), pp. 223-224. 生松敬三訳「政治理論はまだ存在するか」アイザイア・バーリン著、小川晃一・小池銈・福田歎一・生松敬三共訳『自由論』(みすず書房、新装版1979年) 510頁。バーリンのこの主張に、われわれは耳を傾ける必要があるだろう。

なお、最近のロールズ研究によると、ホールの分類において政治的モラリストに分類されるロールズは、オックスフォード大学に留学した際に、政治的リアリストに分類されるバーリンやハンブシャーと交流し、彼らから助言を受けた。その助言は、数十年を経てロールズの『政治的リベラリズム』(1993年)や『万民の法』(1993年)に活かされたという。齋藤純一・田中將人『ジョン・ロールズ——社会正義の探求者』(中公新書、2021年) 28-29頁。

二 バーリンの自由論における政治的自由の観念

1 二つの自由概念

本章では、バーリンの自由論における「政治的自由 (political liberty)」の観念がいかなるものであるかについて検討を行う。まずはバーリンによる二つの自由概念の区別について確認しよう。彼は1958年の教授就任講演「二つの自由概念」において、積極的自由 (positive freedom) と消極的自由 (negative freedom) という二つの自由概念を区別した。積極的自由は、特定の目的を設定した上で、その目的に従って自己支配ないし自己実現を行う自由である。バーリンによると、積極的自由の概念には危険な側面がある。というのも、その概念は国家に対して、特定の目的を真であると称し、その目的に従って諸個人を強制的に自己実現させる正統性を、付与する恐れがあるからである¹²⁾。

バーリン自身は、消極的自由の概念を擁護する。これは、自分のなす選択について他人から干渉されないという意味での自由である。消極的自由は、どれぐらい多くのドアが開かれているかを問題とする。その概念は、ドアが通じている部屋の道徳的性格を評価することはない。消極的自由にとって重要なのは、ドアが開かれていることそのものなのである。結局、バーリンの自由論においては、消極的自由を基礎に据えたりベラリズムが擁護されることになる¹³⁾。

12) Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', in Isaiah Berlin, *Liberty*, edited by Henry Hardy (Oxford University Press, 2002), pp. 178-212. 生松敬三訳「二つの自由概念」アイザイア・バーリン著・前掲注 (11)『自由論』319-381頁。

13) Ibid., pp. 169-178. 邦訳、303-318頁；Isaiah Berlin, 'Introduction', in Isaiah Berlin, *Liberty*, *supra* note 12, p. 32. 小川晃一・小池銈訳「序論」アイザイア・バーリン著・前掲注 (11)『自由論』58-59頁。バーリンによれば、全体として見ると、消極的自由を擁護する人々よりも、積極的自由を擁護する人々の方が、多くの人々の命を奪ったのである。Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygułska, *Unfinished Dialogue* (Prometheus Books, 2006), p. 194.

2 バーリンによるコンスタンへの言及

次に、バーリンがコンスタンをどのように取り扱っているかについて確認する。バーリンは「二つの自由概念」を、著書『自由に関する四つのエッセー (Four Essays on Liberty)』(1969年)に収録したが、現在では同書の新版である著書『自由 (Liberty)』(2002年)が出版されている。それらの著書には同じ「序論」が掲載されており、その冒頭にて、コンスタンの『征服の精神と篡奪』からの一節が引用されている。

人は抽象的な存在のために具体的な存在を犠牲にし、民衆全体のために個々の民衆を祭壇に捧げる¹⁴⁾。

さて、バーリンは「二つの自由概念」で消極的自由について論じる際に、コンスタンに言及している。すなわち、コンスタンはジャコバン派の独裁を忘れず、最低限でも、宗教・意見・表現・財産の自由は恣意的な侵害から保障されねばならないと声明した。ジェファソン、バーク、ペイン、J. S. ミルらも、個人の自由についてはそれぞれ様々な目録を作り上げたが、権威を寄せつけまいとする議論だけはいつもほぼ同一である。これらの論者の言う意味における自由とは、からの自由 (liberty from) のことである。それは、ある境界線（その境界線は常に移動する）を越えて干渉を受けないということである¹⁵⁾。

バーリンは次に、積極的自由の一形態（民主的な集団的自己支配を「積極的」自由として捉える形態）について論じる際に、コンスタンに言及する。フランス革命は、すべての大革命と同じように、少なくともそのジャコバンの形態においては、まさしく国民としての解放を感じたフランス人の総体において集団的自己支配という「積極的」自由への欲求が爆発したものであっ

14) Isaiah Berlin, 'Introduction', *supra* note 13, p. 3. 邦訳、7頁。訳文（バーリンが引用しているコンスタンの文章の小川・小池による訳文）の平仮名を漢字に改めた箇所がある。

15) Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 12, pp. 173-174. 邦訳、310-311頁。

た（もっとも、大多数のフランス人にとっては個人的自由の厳しい制限であったけれども）。例えばルソーの言う自由は、ある一定の領域内で干渉を受けないという「消極的」な個人的自由（‘negative’ freedom of individual）ではなく、ある社会の成員としての資格を有する全員が公的権力を分けもつことであった。この公的権力はあらゆる市民の生のいかなる局面にも干渉する権利を与えられている¹⁶⁾。

19世紀前半の自由主義者たちは、この「積極的」な意味における自由は、自分たちが神聖視しているすべての「消極的」自由を容易に破壊しうるであろうことを指摘していた。人民による自己支配という「積極的」自由と、一定の領域で干渉を受けないという「消極的」自由の葛藤を、誰よりもよく見抜き、はっきり表現したのは、コンスタンであった。彼は、反乱の成功によって一方から他方へと、一般に主権と呼ばれている無制限の権威が移し替えられることは、自由を増大させるものではなく、単に従属の重荷を移動させるだけのことだということを指摘した。「消極的」な個人的自由（‘negative’ individual freedom）を欲する人々にとって、主要な問題は、誰がこの権威を振り回すかということではなく、どれほど大きな権威がある人たちの手中に置かれるかということだ、とコンスタンは見ていた。なぜなら、誰の手に握られようと、無制限な権威はいずれ誰かを破壊せずにはいない、と彼は信じていたからである¹⁷⁾。

3 バーリンとコンスタン——「政治的自由」の捉え方の違い

次に、バーリンとコンスタンによる「政治的自由」の捉え方の違いについて確認したい。まずはバーリンによる捉え方について。彼は積極的自由と消極的自由を、政治的な自由（political liberty）として説明している¹⁸⁾。——本稿は、内容的に、一般的な表現としての「政治的な自由」と、彼が用いる

16) Ibid., p. 208. 邦訳、374頁。

17) Ibid., pp. 208-209. 邦訳、374-375頁。

18) Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygulska, *Unfinished Dialogue*, supra note 13, p. 218.

専門用語である「政治的自由」を区別する¹⁹⁾。これは例えば、一般的な表現としての「政治的なりベラリズム」と、ロールズの専門用語である「政治的りベラリズム²⁰⁾」を区別するのと同様の、区別である。

バーリンは、積極的自由と消極的自由が政治的な自由であるということについて、以下のように説明している。積極的自由や消極的自由は、安全、平等、幸福、正義といった諸価値や他の市民のニーズと衝突するならば、これらの諸価値やニーズに道を譲らねばならない場合があるかもしれない。さらに、積極的自由が消極的自由に道を譲らねばならない場合や、その逆の場合があるかもしれない。こうした場合には、かなりやっかいな妥協 (so uncomfortable compromises) がなされねばならない。結局、積極的自由や消極的自由は以上のような意味で、政治的な自由なのである²¹⁾。

次に、「政治的な自由」と区別された、バーリンが用いる専門用語としての「政治的自由」の用語法について検討する。彼は政治的自由を「個人の自由」として捉えた²²⁾上で、それを消極的自由(「からの自由 (liberty from)」)として説明している²³⁾。さらに、ライアンによると、バーリンが念頭に置いている政治的自由とは「政治からの自由 (freedom from politics)」のことである²⁴⁾。以上からすると、バーリンの言う意味での「政治的自由」とは、「政治からの自由」を含意する消極的自由のことである。

さて、コンスタンが「政治的自由」と言う場合、それは古代人の自由を意

19) 筆者は以下の旧稿ではこの区別をしていなかった。拙稿「アイザイア・バーリンによる自由概念の分析にかんする一考察——ベアタ・ポラノフスカ＝シグルスカの議論を素材として」同志社法学63巻3号(2011年)、拙稿「ロールズ正義論における政治的自由の位置づけ——コンスタン＝バーリンのりベラルな伝統との関連で」社会科学研究71巻1号(2020年)。

20) John Rawls, *Political Liberalism*, expanded edition (Columbia University Press, 2005). 神島裕子・福岡聡訳、川本隆史解説『政治的りベラリズム [増補版]』(筑摩書房、2022年)。

21) Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygułska, *Unfinished Dialogue*, *supra* note 13, pp. 87, 218.

22) Beata Polanowska-Sygułska, 'One More Voice on Berlin's Doctrine of Liberty', in Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygułska, *Unfinished Dialogue*, *supra* note 13, pp. 245, 247-248.

23) Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 12, pp. 173-174. 邦訳、310-311頁。

24) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin; Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 226.

味する²⁵⁾。彼は『近代人の自由と古代人の自由』において、古代人の自由の内容について以下の説明をしている。

主権全体を構成するさまざまな部分的権能を、集団として、しかし直接的に行使すること、公共的広場で戦争か平和かを討議すること、同盟条約を他国と結ぶこと、法律を採決すること、判決を下すこと、役人たちの報告書や議事録、業務を精査すること、彼らを人民全体の前に召喚することおよび告発すること、そして断罪したり放免したりすること。しかしこれらを自由と名づけると同時に、古代人たちはこの集団的自由と矛盾しないものとして、全体の権威に対する個人の完全なる服従を認めていたのです²⁶⁾。

以上の説明を踏まえるならば、コンスタンの言う古代人の自由は、一見すると、バーリンの言う積極的自由に相当するよう感じられる（先述のようにバーリンは、人民による集団的自己支配を、積極的自由の一形態として説明している²⁷⁾）。しかしながら、この理解は正しくない。というのも次章で確認するように、バーリンの理解では、コンスタンの言う意味での「政治的自由」としての古代人の自由は、そもそも自由ではないからである。

4 「政治的自由」の用語法についての整理

本章を締めくくるにあたり、「政治的自由」の様々な用語法について整理しておこう。コンスタンが「政治的自由」と言う場合、それは古代人の自由（主権全体を構成するさまざまな部分的権能を、集団として、しかし直接的

25) 大石明夫「訳者はしがき」、バンジャマン・コンスタン著、大石明夫訳「バンジャマン・コンスタン「近代人の自由と比較された古代人の自由について」——1819年、パリ王立アテネ学院における講演」中京法学33巻3・4号合併号（1999年）163頁。

26) バンジャマン・コンスタン著、堤林剣・堤林恵訳『近代人の自由と古代人の自由・征服の精神と篡奪 他一篇』（岩波文庫、2020年）19頁。

27) Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 12, p. 208. 邦訳、374頁。

に行行使すること)を意味する。コンスタンは、彼の言う意味での「政治的自由」(=古代人の自由)を近代人の自由と見なすことに抵抗する。

バーリンは、コンスタンの言う意味での「政治的自由」はそもそも自由ではないと考えており(このことについては次章で検討する)、むしろ「政治からの自由」という意味での「政治的自由」という観念を提示している。なお、コンスタンとバーリンは、「政治的自由」について異なる理解を提示しつつも、コンスタンの言う意味での「政治的自由」の危険性(近代人をスパルタ人にするジャコバン派的な試みの危険性)に気づいている。

さて、政治哲学者のロールズは、バーリンの言う意味での「政治的自由」(「政治からの自由」を含意する消極的自由)ではなく、コンスタンの言う意味での「政治的自由」と類似の観念(投票権や公務就任権としての「政治的自由」の観念²⁸⁾)を提示し、さらに「政治的自由」の公正な価値(fair value)を保証(保障)すべきだと考えている²⁹⁾。ロールズは、自分はコン

28) John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition (Oxford University Press, 1999), p. 53. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 [改訂版]』(紀伊國屋書店、2010年) 84-85頁。なお、ロールズは上記の箇所では「政治的自由 (political liberty)」という表記をしているが、以下の箇所では「政治的諸自由 (political liberties)」という表記をしている。John Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement* (Harvard University Press, 2001), p. 44. 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』(岩波現代文庫、2020年) 86頁。

29) John Rawls, *Political Liberalism*, expanded edition, *supra* note 20, p. 327. 邦訳、387頁; John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 28, p. 43. 邦訳、84頁。ロールズの議論について筆者は以下で検討したことがある。拙稿・前掲注 (19)「ロールズ正義論における政治的自由の位置づけ」。なお、加藤節は、「政治的自由」の本質を「政治からの自由」に見出す第一の類型と、「政治への自由」に見出す第二の類型に区別している。加藤節『政治と人間』(岩波書店、1993年) 32頁。彼はその上で以下のように述べている。「政治への自由」の核心をなす自由な「活動」と「言論」とは、断じて、「政治からの自由」に属する「自由」、例えば「集会の自由」や「表現の自由」と同一レベルに置かれるべきものではない。……「政治への自由」の最大の特質は、「参政権」や「選挙の自由」のあり方を含めて「政治」の仕組みの一切の所与性を批判的に問い、それを絶えず組み換えて、「政治社会」を「政治からの自由」を真に保障する新たなものへと不断に創造し続けて行く政治への人間の能動性に求められるからである。「政治への自由」と「政治からの自由」とのこうした……関連に注意する限り、「政治への自由」が、「政治からの自由」に対して原理的に優位し、先行する概念であって、その逆ではないことが容易に理解できるであろう。「政治社会」に生きる人間にとって、「政治からの自由」の最後の砦は「政治への自由」の積極的な行使に求められるのである」。同書、52-53頁。さて、丸山真

スタンとバーリンのリベラリズムの伝統に連なっていると述べている³⁰⁾けれども、彼がコンスタンの言う意味での「政治的自由」の危険性に気づいているかは、必ずしも明らかではない。

経済学者のフリードリヒ・A.ハイエクも、コンスタンの言う意味での「政治的自由」と類似の観念を提示している。すなわち、ハイエクは「政治的自由」を、「政府の選択、立法の過程、および行政の管理に人々が参加すること」として説明している。彼の理解では、この意味で自由な国民（すなわち、「政治的自由」を享受している国民）は、必ずしも自由な諸個人からなる国民であるとは限らない³¹⁾。以上から理解されるように、ハイエクは、コンスタンの言う意味での「政治的自由」の危険性に気づいているように思われる。

三 バーリンの反政治的で非政治的なリベラリズム

1 反政治的なリベラリズム

本章では、ライアンの議論を手がかりとして、バーリンのリベラリズムは

男によると、リベラリズムが歴史的に主張してきた諸々の「自由」は、実質上の自由と形式上の自由とに区別される。実質上の自由とは、生命・身体の自由や、企業の自由や居住・移転の自由といった、一定の具体的生活内容における自由のことである。形式上の自由とは、思想言論の自由および政治的自由（参政権、公権への参加）のことである。丸山真男「現代自由主義論」丸山真男『戦中と戦後の間 1936-1957』（みすず書房、1976年）363、365頁。丸山は、形式的な自由に関して以下のように述べている。「普通選挙がないところでも、たとえば集会、結社、言論の自由のあるところは、いくらでもあるわけですよ。普通選挙は、非常に遅くなったものですから。〔原文改行〕政治についてそういうところで発言すると、政治状況になんらかの作用があるわけですね。だから、これは政治行動をしているってことになる」。丸山真男『自由について——七つの問答』聞き手、鶴見俊輔・北沢恒彦・塩沢由典（編集グループ〈SURE〉、2005年）172頁。

- 30) ロールズによると、彼の「公正としての正義」という構想は、政治的諸自由（古代人の自由）の方が、思想の自由や良心の自由（近代人の自由）よりも内在的価値は低いとみるリベラリズムの伝統（コンスタンやバーリンに代表される伝統）の系譜に、賛同する。John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 28, p. 143. 邦訳、285頁。
- 31) Friedrich A. Hayek, *The Constitution of Liberty*, the definitive edition (The University of Chicago Press, 2011), p. 61. 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件I——自由の価値（新版ハイエク全集第I期第5巻）』（春秋社、2007年）25頁。

反政治的 (anti-political) なものであり、さらに非政治的 (apolitical) なものであることを示す。ライアンは議論を進める上で、バーリンのリベラリズムを、コンスタンのリベラリズムと対比させている。

ライアンによると、コンスタンの関心は、バーリンのそれと同じく、美德や画一性の押しつけによって自由が侵害される危険性にあった。コンスタンは小説『アドルフ』の著者として知られていたが、バーリンは「二つの自由概念」において、コンスタンを J. S. ミルと並べて、近代的なりベラリズムの影響力ある理論家として参照している³²⁾。

コンスタンは、近代人の自由と古代人の自由について論じた。彼にとって、古代人の自由とは、一人ひとりの市民が「人民主権 (the sovereignty of the people)」を共有することである。すなわち、コンスタンの考えでは、主権の存する人民の一員となる市民的資格 (the citizen's membership of a sovereign people)こそが、古代人の自由なのである。古代人の自由は、コンスタンの言う意味での「政治的自由」であって、近代社会の「市民的」自由 ('civil' liberty) ではない。さて、バーリンはコンスタンとは異なる考えを有する。すなわち、バーリンの考えでは、人民主権の善し悪しは別として、主権の存する人民の一員となる市民的資格 (コンスタンの言う意味での「政治的自由」としての古代人の自由) は、そもそも自由ではない³³⁾。バーリンはこのような考えを有しているために、古代アテネの政治家であるペリクレ

32) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 213.

33) *Ibid.*, pp. 225-226. バーリンは、人民による集団的自己支配という「積極的」な意味における自由について、以下のように説明している。「19世紀前半の自由主義者たちは、この「積極的」な意味における自由は、自分たちが神聖視しているすべての「消極的」自由を容易に破壊してしまうであろうということを、正しく見通していた。人民の主権は個々人の主権を容易に破壊しうるであろうことを指摘していたのだ。ミルは、民衆による支配〔統治〕は、かれのいう意味では必ずしも自由ではないということを、辛抱強く、反駁できないほどいねいに説明している。というのは、支配〔統治〕するひとびとは、必ずしも支配〔統治〕されるひとたちと同じ「民衆」ではなく、デモクラシーの自己支配〔統治〕は「各人のみずからによる」支配〔統治〕ではなくて、せいぜいのところ「各人の他のひとによる」支配〔統治〕であるからだ。Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 12, pp. 208-209. 邦訳、374-375頁 (亀甲括弧および亀甲括弧内は邦訳の原文、傍点は引用者)。

スはアテネ市民の自由について間違った理解をしている、という説明を行うことになる³⁴⁾。

ペリクレスは、アテネの生粋の自由人たる成年男子が、他の成年男子たちと民会において同じ言葉で答弁して投票する能力を、彼らの自由の重大な要素だと考えた。ペリクレスは、公的事柄に何の関心も示さない人物について酷評している。「ただわれらのみは、公私両域の活動に関与せぬものを閑を楽しむ人とは言わず、ただ無益な人間と見做す³⁵⁾」。ライアンによれば、これはバーリンを怖気づかせる考えである³⁶⁾——ここで筆者の理解を補っておこう。「公の活動に関与せぬものは無益な人間である」というペリクレスの考えからすると、公の活動に関与すること（主権の存する人民の一員となる市民的資格、すなわちコンスタンの言う意味での「政治的自由」としての古代人の自由）は、そもそも自由ではない。それはむしろ義務であると思われる。

なお、バーリンの理解に従えば、ペリクレスや（おそらく）当時のギリシア人一般は、バーリンの言う意味での「政治的自由」の観念を有していなかった。すなわち、バーリンが「二つの自由概念」で示した意味での「政治的自由」の観念——「政治からの自由 (freedom from politics)」——を有していなかったのである³⁷⁾。

34) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, pp. 225-226.

35) トゥーキューディデース著、久保正彰訳『戦史 上』（岩波文庫、1966年）228頁。

36) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 226.

37) バーリンはペリクレスの考えについて以下のように論じている。「古代世界でそれ〔バーリンが使用する意味での自由、すなわち「個人的自由」=「政治的自由」〕が明確に表明されたという確証を私はまだ見つけないが、私を批判するものうち若干の人は、この点に疑問をはさんでいる。だが、古代ギリシャにこの理想を発見できるとしたアクトン、イェリネック、パーカーのような現代の著述家を指示・参照させるのは論外として、二、三の人びとは、ギリシャ人が、ともかくも、個人の自由について明確な観念をもっていたという確証として、より適切に古典から三つの例をあげている。すなわち、ヘロドトスの叙述のなかにある、擬スメルデイスの死後になされたオタネスの提案、(ツキジデスのなかの) ペリクレスの葬送演説中の有名な自由の賛歌、およびシラクサ人との最後の戦いを前にしたニキアスの演説である。しかし、

さて、ライアンによると、コンスタンは古代人の自由と近代人の自由の違いについて、以下のように主張することで問題を複雑にしているが、それは有益なことである。すなわちコンスタンによると、アテネは「近代人」の自由を発見していた（あるいは、その意味での自由を享受していた）。ペリクレスが褒め称えるように、アテネ人は実際に、他の市民が自分ととても違う生き方をしたり、多くの事柄について自分ととても異なる考えを有したりしているという事実を受け入れることができていた。アテネ人たちは、全員で画一的な生活を送る必要はなかったのである。それと対比的なのはスパルタである。コンスタンによれば、純粋な古代人の自由とは、スパルタが保有していた自由のことである。そこでは、国家に貢献することからの免除という意味での自由を誰も有していなかった³⁸⁾。

これで決定的と私は思わぬことを告白しなければならない。ペリクレスやニキアスが、アテネ市民の自由をより民主的でない国家の臣民の運命と比較して言った処は、アテネの市民が自治といういみで自由をもっており、いかなる主人の奴隷でもなく、ポリスに対する愛から市民的義務を果たしているから、強制される必要がなく、(スパルタやペルシアの場合のように)野蠻な法や厳しい監督の突棒や鞭の下にはない、ということに尽きる。……個人の自由の問題、公権力すら(世俗のものであれ教会のものであれ)通常踏み込むことを許されぬ境界の問題は、この段階では明確に〔は〕生れていなかったのである。この問題が重んぜられるようになったのは、……恐らく、資本主義文明の新しい産物であり、個人の権利、市民的自由、個人の人格の尊厳、プライバシーや対人関係の重視というような観念を含む一連の価値体系のなかの一環としてであろう。私は、古代ギリシャ人たちが、今日個人の自由とよばれているものを実際は大幅に享受していなかったと言うつもりはない。私が言うのは、この観念が、そこでは未だ明確な形で生れていなかったということ、従ってギリシャ文明や、おそらく、われわれに知られているいかなる他の古代文明においても中心的な存在ではなかった、ということだけである」。Isaiah Berlin, 'Introduction', *supra* note 13, pp. 32-33. 邦訳、60-62頁(亀甲括弧内は引用者。——バーリンは「私が使用する意味での自由」という表現を用いて、それを「市民的自由ないし政治的自由(civil or political freedom)」や「社会的自由ないし政治的自由(social or political freedom)」と言い換えている。Ibid., p. 32. 邦訳、58頁)。以上のバーリンの議論を踏まえるならば、古代世界の自由は、バーリンが使用する意味での「自由」、すなわち「個人の自由」=「政治的自由」ではなく、自治(self-government)という意味での「自由」である。バーリンは、「他ならぬ自由の名によって、理論の面での混乱や現実面での抑圧の正当化という危険が生ずるであろう」と述べている(ibid., p. 32. 邦訳、58頁)が、自治(ポリスに対する愛から市民的義務を果たしていること)という意味での「自由」の名によってそうした危険が生じることに、警告を発しているように思われる。

38) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 226. コンスタンはアテネとスパルタの自由について以下のように述べている。「アテナイは、

コンスタンは、フランス革命の悪名高き一時期³⁹⁾（ジャコバン派による独裁がなされた時期）における、近代のフランス人をスパルタ人にする試みを批判していた⁴⁰⁾。彼は『近代人の自由と古代人の自由』で以下のように述べる。

アベ・ド・マブリこそは、古代の自由の基準にしたがって国民が主権者となるために市民が完全に支配下におかれること、人民が自由になるために個人が奴隷となることを求める体制の代弁者といえるのです。〔原文改行〕アベ・ド・マブリはルソーやその他大勢を同じく、古代人の例にならって社会集団の権威を自由と見なしており、この権威の効力が及ぶ範囲を人間存在の反抗的な側面——彼はそこに自立が認められているのが実に不満だったわけですが——にまで広げられるなら、どのような手段も好ましいと考えていたのです⁴¹⁾。

ライアンによると、コンスタンのリベラリズムはある意味で反政治的（anti-political）なものである。すなわち、コンスタンのリベラリズムは、彼

すでに私も認めましたとおり、ギリシアの共和国のなかで最も商業が盛んでありましてし、市民にはローマやスパルタよりはるかに多くの個人的自由を許しておりました。もし歴史的な詳細に踏み込む余裕があったなら、古代人と近代人とを区別する違いのいくつかが商業ゆえにアテナイ人からは取り払われていたことをご覧いただいたでしょう。アテナイの商人の精神は今日のそれと似通っておりました。……〔原文改行〕しかしながら、古代の国民たちの性質を決定づけていた他の状況がアテナイにも存在したように、アテナイには奴隷民がおりましてし、領土がひどく限られていたためにかの地に古代人特有の自由があったこともわかっております。バンジャマン・コンスタン著・前掲注（26）『近代人の自由と古代人の自由・征服の精神と篡奪 他一篇』27-28頁。バーリンは、スパルタの統治はほとんど個人的自由を伴わぬ峻厳な統治であったと述べている。Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 12, p. 207. 邦訳、372頁。

39) バンジャマン・コンスタン著・前掲注（26）『近代人の自由と古代人の自由・征服の精神と篡奪 他一篇』15頁。

40) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 226.

41) バンジャマン・コンスタン著・前掲注（26）『近代人の自由と古代人の自由・征服の精神と篡奪 他一篇』33頁。亀甲括弧内は引用者。

の言う意味での「政治的自由」＝古代人の自由（主権の存する人民の一員となる市民的資格）を近代人の自由と見なすことを拒絶する——すなわち、近代のフランス人をスパルタ人にしようとするジャコバン派の試みを拒絶する——という意味において、反政治的なものなのである⁴²⁾。

さて、ライアンによると、バーリンのリベラリズムも反政治的なものである。なぜなら、バーリンの理解では、コンスタンの言う意味での「政治的自由」としての古代人の自由はそもそも自由ではないのだから、それを近代人の自由と見なすことができないからである⁴³⁾。——以上を筆者なりに敷衍しておこう。先述のように、コンスタンの言う意味での「政治的自由」は、古代人の自由（主権の存する人民の一員となる市民的資格）である⁴⁴⁾。それは一見すると、バーリンの分類で言うところの積極的自由（民主的な集団の自己支配としての積極的自由）に相当するよう感じられる⁴⁵⁾。しかしながら、この理解は正しくない。というのも、先述のようにペリクレスは、アテネの

42) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, pp. 225-227. なお、ライアンによると、コンスタンは以下の議論もしている。すなわち、主権の共有（主権の存する人民の一員となる市民的資格）は、近代人が有する必要がある市民的自由（信教の自由、婚姻の自由、職業（選択）の自由、居住（移転）の自由など）の憲法的な保障ではない。しかし、十分な数の人民が政治に参加しなければ、市民的自由は不確定となる。近代人の自由はその補完物として古代人の自由を必要とするのである。Ibid., p. 227. 以下の指摘も参照されたい。「この二つの自由に対して起こりがちな誤解は、「近代人の自由」＝個人的権利の保証のもと私的幸福を追求する自由、「古代人の自由」＝政治的意志決定に参加する自由、と見なすものである。しかしながら、コンスタン自身は「近代人の自由」のなかにいわゆる個人的自由を意味する「市民的自由」と「政治的自由」の二つが含まれるとし、講演の後半では近代人が政治的自由を行使することの重要性を説いているのである。〔原文改行〕一部の研究者はこれをもってコンスタンが「古代人の自由」を評価している、ないし「近代人の自由」と「古代人の自由」との接合を試みていると解釈するが、これもまた誤解である。……コンスタンは「古代の自由」は古代の時代状況と時代精神なくして成立しないと考えている」。堤林剣・堤林恵「訳者解説」コンスタン著・前掲注(26)『近代人の自由と古代人の自由・征服の精神と篡奪 他一篇』377-378頁。コンスタンの思想については以下も参照。堤林剣『コンスタンの思想世界——アンビヴァレンスのなかの自由・政治・完成可能性』（創文社、2009年）、堤林剣「自由のパラドックス——ルソー・コンスタン・バーリン」『思想』883号（1998年1月号）。

43) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, pp. 225-226.

44) Ibid., p. 226.

45) Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 12, p. 208. 邦訳、374頁。

成人男子が民会で答弁して投票する能力を、彼らの自由の重要な構成要素と考えていたけれども、ペリクレスはさらに、公的な事柄に関心を示さない人物は無益だとも述べていた。ライアンによれば、これはバーリンを怖気づかせる考えである。バーリンにとって、このような意味での自由は、そもそも自由ではない⁴⁶⁾。よって、バーリンの理解では、コンスタンの言う意味での「政治的自由」(古代人の自由)は、バーリンの言う意味での積極的自由ではないのである。——なお、バーリンの言う意味での「政治的自由」とは、「政治からの自由」を含意する消極的自由のことである⁴⁷⁾。

以上のように、コンスタンとバーリンは「政治的自由」について異なる理解をする。しかしながら、彼らのリベラリズムは、コンスタンの言う意味での「政治的自由」=古代人の自由を近代人の自由と見なすこと(近代人をスパルタ人にしようとする試み)を拒絶するという意味において、反政治的なものであり、軌を一にするのである。

2 非政治的なリベラリズム

さて、ライアンによると、コンスタンのリベラリズムは非政治的(apolitical)なものではない。それに対して、バーリンのリベラリズムは非政治的なものである⁴⁸⁾。この違いについて理解するために、コンスタンによる近代人の自由(彼の時代の英国人、フランス人、およびアメリカ合衆国の住民が理解している自由)の説明について確認しておこう。彼は『近代人の自由と古代人の自由』で以下のように述べている。

それは各人にとり、法律以外の何物にも服さない権利、単独にしる複数にしる誰かの恣意的な欲求にしたがって逮捕されたり監禁されたり、命を奪われたり、断じて不当に扱われたりしない権利を意味します。それ

46) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 226.

47) *Ibid.*, pp. 225-227.

48) *Ibid.*, pp. 225, 227.

はまた自らの意見を表明する権利、職業を選択し実践する権利、財産を自由に処理するだけでなく浪費さえする権利であり、許可を得たり理由や経路を申告したりすることなく往来する権利でもあります。他の人びととともに集まる権利もまた、誰もが持っています。それは自分たちの利益について話し合うためでもよいし、本人および彼の仲間が好む信仰を表明するためでもよい、あるいは単に自分の好みや気紛れにしたがって暇つぶしをするためでも構わないのです。そして最後に、官吏の一部や全員を指名したり、支配する側が多少なりとも考慮せざるをえないような抗議、請願、要求を行ったりすることで政府の統治に影響を与える権利も万人に認められています⁴⁹⁾。

近代人の自由について以上のような理解をするが故に、コンスタン以下のように主張することになる。すなわち、近代人の自由は、古代の世界では知られていなかった憲法による保障を必要とする。古代の世界には、専制君主を制約する方法は存在しなかった。それに対して近代の世界においては、例えばアメリカの大統領や議会は、自らが合法的に行為することのできる範囲を厳格に定める憲法から、自らの権威を得ているのである。それから、われわれ（近代人）が自らの精神的な生活（inner lives）に関心を有するのは、近代に特有の事柄である。近代人の自由は、善き生に関する多元的な捉え方の存在を認めるだけでなく、個人の良心を不可侵のものであると見なす。コンスタンによれば、近代人の自由は保障されなければならないのであり、それは政治的・憲法的にしか保障できないのである⁵⁰⁾。

さて、バーリンはコンスタンと同じく、近代人の自由が不可侵のものであると考えている。しかしながら彼は、コンスタンの言う近代人の自由が、近代に特有の価値であるとは考えていない。さらに彼は、近代人の自由を保障

49) バンジャマン・コンスタン著・前掲注 (26)『近代人の自由と古代人の自由・征服の精神と篡奪 他一篇』18-19頁。

50) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 227.

するための政治機構 (political framework) を擁護するための議論を行っていない。ライアンによると、ここにおいて、バーリンの主張は非政治的であるという批判 (ウォルドロンからの批判) が始まるのであり、コンスタンとバーリンが袂を分かつことになる⁵¹⁾。すなわち、コンスタンのリベラリズムが非政治的なものではないのに対して、バーリンのリベラリズムは非政治的なものなのである。

バーリンはなぜ、非政治的なリベラリズム (国家の政治機構について論じないリベラリズム) を擁護するのか。ライアンによると、その理由はバーリンの「二つの自由概念」を読んでも明白には書かれていない。ライアンは、「二つの自由概念」に潜在的に示されている理由を、バーリンの価値多元論 (多様性を確保する必要性の強調) も念頭に置きつつ⁵²⁾、以下のように説明している。

バーリンのリベラリズムは、彼の言う消極的自由の観点からすると、国家を自分の背後に近寄らせないことこそが、専制政治——国家が個人に加える残酷さ⁵³⁾——からの最も明白な形態での防御であるとする。バーリンのリベラリズムは、彼の言う積極的自由の観点からすると、われわれが自由を行使して自らを発展させるためには、各個人が選択するための幅広い選択肢が必要だとする。すなわち、バーリンは、各個人の機会を保障するためにはそうした選択肢が必要であるとするがゆえに、福祉国家に好意的である。しかしながら、彼は、多様性を保持する必要性を強調するがゆえに、福祉国家による社会経済的な改革には限度があるとする。バーリンは、ミルやトク

51) Ibid.

52) ライアンは以下でバーリンの価値多元論について論じている。Ibid., pp. 221-222, 227. なお、ライアンは多元論 (pluralism) という表現をしているが、内容的にそれは価値多元論 (value pluralism) のことである。

53) ライアンはここで政治哲学者ジュディス・シュクラールの議論を念頭に置いている。Ibid., pp. 224-225. シュクラールの議論については以下を参照。Judith Shklar, *Ordinary Vices* (Harvard University Press, 1984); Judith Shklar, "The Liberalism of Fear," in Judith Shklar, *Political Thought and Political Thinkers* (The University of Chicago Press, 1998). 大川正彦訳「恐怖のリベラリズム」『現代思想』29巻7号 (2001年6月号)。

ザイルと同じく、親切だがあらゆる場所に存在している官僚国家の「ソフトな専制政治」を恐れているのである⁵⁴⁾。

結局、ライアンを理解からすると、バーリンは、一方において消極的自由の観点から、「政治からの自由」(国家が個人に加える残酷さからの自由)の確保を目指すと同時に、他方において積極的自由の観点から、国家による幅広い選択肢の確保が必要であると考えつつも、国家が「ソフトな専制政治」を行うことを恐れるがゆえに、非政治的なリベラリズム(国家の政治機構について論じるリベラリズムではなく、国家の政治機構からの消極的自由を強調するリベラリズム)を擁護するように思われる。

以上のライアンの議論を受けて、バーリンのほとんどの著作を編集したヘンリー・ハーディおよび政治思想史家のジョシュア・チュルニス、以下の指摘を行っている。すなわち、消極的自由を根本的な構成要素とするバーリンのリベラリズムは、政治的な生を送るべきだという要求に対抗して個人に保護を与えて、私的領域の保護が重要だという強固な感覚によって特徴づけられているからこそ、政治的な価値を持つのである⁵⁵⁾。要するに、バーリンのリベラリズムは非政治的であるからこそ、政治的な価値を持つのである。

ライアン、ハーディ、およびチュルニスの議論を補強するために、ここで法哲学における議論を参照しておこう。法哲学者のニール・マコーミックは、「法による道徳の強制」を支持するリーガル・モラリズムの立場と、それを

54) Alan Ryan, 'Isaiah Berlin: Contested Conceptions of Liberty and Liberalism', *supra* note 3, p. 228.

55) Joshua L. Cherniss and Henry Hardy, 'The Life and Opinions of Isaiah Berlin', *supra* note 1, p. 25. 邦訳、163-164頁。なお、ハーディとチュルニスは、バーリンのリベラリズムが非政治的なものであることについて、「ともすればこれは、特権者の贅沢や怠慢者の無責任を合理化するものに思われるかもしれない」という指摘 (Ibid, p. 25. 邦訳、163-164頁) を行っているが、われわれはこの指摘を重く受け止める必要があるだろう。ここでは以下のバーリン批判をあげておく。Charles Taylor, 'What's Wrong with Negative Liberty', in Charles Taylor, *Philosophy and the Human Sciences: Philosophical Papers 2* (Cambridge University Press, 1985); 小田川大典「共和主義と自由——スキナー、ベティット、あるいはマジノ線メンタリティ」岡山大学法学会雑誌54巻4号(2005年)、大森秀臣「バーリンの呪縛を超えて——ジャン＝ファビアン・スピッツにおける自由の概念」岡山大学法学会雑誌57巻1号(2007年)。

批判する法哲学者 H. L. A. ハートの立場を念頭に置きつつ、法の非道徳化（法と道徳の分離）には道徳的根拠がある（a moralistic case for a-moralistic law）というリーガル・アモラリズムの立場を提唱している⁵⁶。以上をライアン、ハーディ、およびチェルニスの議論に援用するならば、バーリンは、リベラリズムの政治化に対抗して、リベラリズムの非政治化には政治的根拠がある（a political case for a-political liberalism）という立場を提唱しているように思われる。

おわりに

最後に、本稿の議論をまとめておこう。ライアンによると、コンスタンとバーリンのリベラリズムは反政治的（anti-political）なものであるという点で共通している。すなわち、コンスタンのリベラリズムは、彼の言う意味での「政治的自由」＝古代人の自由（主権の存する人民の一員となる市民的資格）を近代人の自由と見なすことに抵抗するという意味で、反政治的なものである。バーリンのリベラリズムは、コンスタンの言う意味での「政治的自由」（＝古代人の自由）はそもそも自由ではないと考えるがゆえに、それを近代人の自由とみなすことも当然ながらできないという結論に至るという意味で、反政治的なものである。結局、コンスタンとバーリンのリベラリズムは、古代人の自由を近代人の自由と見なすこと（近代人をスパルタ人にする試み）に抵抗するという意味で、軌を一にするのである。

さて、コンスタンのリベラリズムが非政治的（apolitical）なものではないのに対して、バーリンのリベラリズムは非政治的なものである。すなわち、

56) Neil MacCormick, 'A Moralistic Case for A-moralistic Law?' in *Valparaiso University Law Review*, vol. 20, no. 1 (1985). この論文の内容については以下の邦語文献を参照。小谷野勝巳「法と道徳の関係についての一考察——N. マコーミックの法・道徳分離理論に関する覚書（上）（下）」政治・経済・法律研究（拓殖大学論集）4巻1号（2001年）、4巻3号（2002年）。英語の発音からすると a-moralism は「エイモラリズム」とカタカナ表記することも考えられるが、ここでは「アモラリズム」という表記を用いている。

コンスタンのリベラリズムは、近代人の自由を保障するための国家の政治機構について論じているという意味で、非政治的なものではない。それに対して、バーリンのリベラリズムは、「政治からの自由」を保障するために、国家の政治機構について論じていないという意味で、非政治的なものである。ここにおいて、コンスタンとバーリンは袂を分かつことになる。

さて、以上から理解されるように、一口に〈政治〉と言っても、それには複数の捉え方が存在する。すなわち、「コンスタンとバーリンのリベラリズムは反政治的なものである」と言うときの〈政治〉とは、古代人の自由（コンスタンの言う意味での「政治的自由」）を近代人の自由と見なすこと——近代人をスパルタ人にしようとする試み⁵⁷⁾のこと——である。コンスタンはその試みに抵抗する。バーリンは、古代人の自由はそもそも自由ではないと考えるがゆえに、当然ながらそれは近代人の自由ではありえないとする。以上の意味で、コンスタンとバーリンのリベラリズムは反〈政治〉的なものである。

次に、「コンスタンのリベラリズムは非政治的なものではないが、バーリンのリベラリズムは非政治的なものである」と言うときの〈政治〉とは、国家の政治機構について論じる営みのことである。コンスタンのリベラリズムは国家の政治機構について積極的に論じるがゆえに、非〈政治〉的ではない。それに対して、バーリンのリベラリズムは国家の政治機構について論じることに消極的であるがゆえに、非〈政治〉的である。

それから、「バーリンのリベラリズムは非政治的であることによって政治的な価値を持つ」と言うとき、傍点を付した箇所（政治）とは、バーリンの言う意味での「政治的自由」＝「政治からの自由」（国家が個人に加える残酷さからの自由）を確保しようという強固な感覚のことである。

以上で確認したように、一口に〈政治〉と言っても、それには複数の捉え

57) コンスタンはジャコバン派の独裁のことを、バーリンは20世紀の左右の全体主義のことを念頭に置いている。なお、ナチス・ドイツによる「近代人をスパルタ人にする試み」については以下を参照。曾田長人『スパルタを夢見た第三帝国——20世紀ドイツの人文主義』（講談社選書メチエ、2021年）。

方が存在する⁵⁸⁾。よって、特定の捉え方のみを一元論的に擁護することには、慎重であるべきだろう⁵⁹⁾。価値の多元化が進行する現代社会において、われわれに求められているのは、衝突し合う複数の〈政治〉の捉え方の間に不安定な均衡を保つこと⁶⁰⁾であると言えるかもしれない。

58) 政治という概念の様々な捉え方については以下を参照。早川誠「政治」古賀敬太編著『政治概念の歴史的展開 第二巻』（晃洋書房、2007年）。

59) 脇圭平によると、マックス・ウェーバーは、「政治そのものを何か一つの理念や図式（例えば「ドイツの本質」や「敵と味方」、あるいは「体制」など）に還元し、逆にそこからスタートして一切の政治を解釈しあるいは批判するという思考様式」および「政治における権力的要素ないしは闘争的側面の軽視や過小評価と結びついた心情主義」を、彼が多くのドイツの知識人の中に認めた「政治思考の病」として批判している。脇圭平『知識人と政治——ドイツ・1914～1933』（岩波新書、1973年）85頁。なお、「敵と味方」というと、カール・シュミットの議論が思い起こされるであろう。カール・シュミット著、田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』（未來社、1970年）。蔭山宏によると、「シュミットが自覚的に「政治」と「政治的なもの」を区別していることは、かれが「政治的なもの」の定義はほとんどない、と言っていることから明らかである。「政治」の定義は数多く存在する。そこで「政治的なもの」とは何かと考える場合、まず問題になるのは、なぜ「政治」ではなく「政治的なもの」なのか、「政治」と「政治的なもの」はどのような関係にあるのか、である。「政治的なもの」が例外状況における政治のあり方、つまり政治の本質を表現しているのに対し、「政治」は意味上例外状況を含んでいるにしても、主として政治の日常的な在り方を念頭においた用語である」。蔭山宏『カール・シュミット——ナチスと例外状況の政治学』（中公新書、2020年）28頁（傍点は引用者）。以上からすると、シュミットは、「政治」の定義が数多く存在すると言いつつも、政治の本質が存在すると考えているように思われる。

60) バーリンの価値多元論は、耐えがたいような衝突や悲劇を和らげるために、複数の価値の間で不安定な均衡を保つことをわれわれに求めている。Isaiah Berlin, "The Pursuit of the Ideal", in Isaiah Berlin, *The Crooked Timber of Humanity: Chapters in the History of Ideas*, second edition, edited by Henry Hardy (Princeton University Press, 2013), pp. 18-20. 河合秀和訳「理想の追求」アイザイア・バーリン著、川出良枝編『マキアヴェッリの独創性 他三篇』（岩波文庫、2022年）293-296頁。